

## 熊本県政務活動費の交付に関する要項

(趣旨)

第1条 この要項は、熊本県政務活動費の交付に関する条例（平成21年熊本県条例第34号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(交付決定通知書等)

第2条 条例第7条第3項の規定による通知は、政務活動費交付決定通知書（別記第1号様式）、政務活動費変更交付決定通知書（別記第2号様式）又は政務活動費交付取消決定通知書（別記第3号様式）により行うものとする。

(交付の請求)

第3条 条例第9条第1項の規定による政務活動費の請求は、政務活動費交付請求書（別記第4号様式）により行うものとする。

(雑則)

第4条 この要項に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要項は、令和6年4月1日から施行する。